



障害者の巣立ちを促す地域生活支援
巣立ちプロジェクト
2022 報告書



はじめに

今回のプロジェクトの出発点は、親亡き後、知的障害や発達障害、精神障害のある子が安心して生活が送れるようなシステムを既存の制度や仕組みの中で構築するにはどうしたらよいかという親たちの勉強会からでした。

しかし、会を重ねるごとに親たちの希望を実現するということではなく、これからの人生を誰とどこで暮らし、どんな生活を送っていくかを決めるのは他でもない障害のある本人であって、本人自身が自らの人生を決めていけるように支援する（あるいは、やむを得ず本人に代わって決めていく）体制を作っていくことこそが大切であるという気づき生まれ、本人に寄り添い本人の意思決定を支援してくれる人を養成しようという巣立ちプロジェクトに発展していきました。

このプロジェクトの目的は、単に意思決定支援者を養成することにとどまらず、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という障害のある人の当然の思いを親や障害福祉サービスを提供する関係者はもとより、広く一般に理解してもらうことで、これまでの支援のあり方を問い直し、本人に寄り添い、本人自身にその意思決定を促すことができる支援者を養成することの大切さが共通の認識となること、知的障害や発達障害、精神障害のある人が本人のニーズに応じた支援を受けることができる体制を構築することを目指すところにありました。

今年度の、四つの事業について報告していきます。

1. 障害児者を持つ親等に対する啓発活動
2. 意思決定支援者養成講座
3. ネットワーク構築モデル
4. よろず相談所開設

1. 障害児者を持つ親等に対する啓発活動

4月24日(日)の「プロジェクト発足会」を皮切りに、奇数月ごとに啓発のための講演会を開催しました。

	日付	会場	内容・テーマ	講師	参加者数	理解度
1	4月24日(日)	キッチン&マルシェ 木町家	プロジェクト発足会 意思決定支援の基礎的理解①	弁護士 河原一雅氏 社会福祉士 安部裕一氏	35名	
2	7月31日(日)	ウェルとばた 多目的ホール	意思決定支援の基礎的理解②	SDM-japan 副代表 水島俊彦弁護士	88名 (zoom 9名)	
3	9月24日(土)	ウェルとばた 多目的ホール	生きる誇りへの、挑戦 ～南高愛隣会での実践	(社福) 南高愛隣会 松村真実常務理事	78名 (zoom 5名)	
4	11月19日(土)	北九州市立 総合保健福祉センター 2階講堂	働けない子どものサバイバルプラン ～親亡き後を安心して生きるために	「働けない子どものお金を考える会」代表 畠中雅子ファイナンシャルプランナー	76名 (zoom 5名)	85.3
5	1月21日(土)	北九州市立大学 北方キャンパス 本館 C302	高齢者・障害者の 権利擁護と意思決定支援	日本弁護士連合会 高齢者・障害者 権利擁護センター 副センター長 青木佳史弁護士	51名 (zoom 6名)	84
6	3月4日(土)	北九州市立大学 北方キャンパス 本館 C302	生きる苦勞を取り戻す ～共に研究するという生き方と暮らし	(社福) 浦河べてるの家 向谷地生良理事長	105名 (zoom 20名)	76.1
計	6回				423名	81.8点

初回

4月24日(日) プロジェクト発足会 意思決定支援の基礎的理解①

そもそも、法人内外の有志での「親亡き後についての勉強会」を続ける中で、ああでもない、こうでもない・・・と様々に議論する中で、「意思決定支援」に焦点を絞り今回の助成金申請に至りました。そこに至る経緯や、後見人制度の限界や課題、国のガイドラインと現場との相違や戸惑い・・・など、Aさん（モデル事例でも選択）の事例を軸に今回の取り組みやめざすところについて紹介させていただきました。



第2回

7月31日(日) 意思決定支援の基礎的理解②

ウェルとばた多目的ホールにて、「意思決定支援」の第一人者とも称される水島俊彦弁護士にお越しいただきました。このコロナ禍にも関わらず、スタッフも含め 88 名。感想では、「とても分かりやすく、今後に活かしていきたいと思いました。大きな気づきがたくさんありました。」「知的障害者の保護者ですが、これまで、非常に代理代行決定的であったと認識しました。」「正しい答えを出すことが必要な支援ではない、本人の意思がどこにあるか、を見つけることを楽しめたらよいなと思いました。」「いかに日頃の本人とのコミュニケーションの大切さや細やかな配慮が必要なのだと、もう一度寄り添うことの大切さを学びました。」「フラットな気持ちで寄り添い、聴く大切さを感じる時間となりました。・・・などそれぞれの立場で日ごろのご本人たちとの関わりについて振り返る大切な時間になったようです。



第3回

9月24日(土) 生きる誇りへの、挑戦～南高愛隣会での実践

長崎県諫早市に法人本部をおく社会福祉法人 南高愛隣会の松村真美常務理事にお越しいただきました。講演冒頭は、幼き日の一つ上のお兄様との写真、「これが私の原点です。」お兄様には知的障害があり、その関りの中で自然に社会福祉を専攻し、今、お兄様も長崎のグループホームでお暮らしと・・・笑顔の中に、実践者としての厳しさもチラリ。くらす・はたらくを支える、「豊かさ」の追求、「愛する」人との生活の応援（結婚推進室「ぶ〜け」）・・・、「あったらいいなあ、こんな支援」の実践の数々・・・。制度＝最低限、その上にどんなことを上乗せできるか・・・。南高愛隣会の実践から、制度化に至った事業もたくさんあります。



第4回

11月19日(土) 「働けない子どものサバイバルプラン」 ～親亡き後を安心して生きるために～

講師は、ファイナンシャルプランナーの畠中雅子氏。畠中さんから、「確かこの会場には10年くらい前にきたことがありますよ。その時は、「親亡き後なんて、なんて失礼なことを言うの？」くらいの感じだった気がします。10年経つと、なんか切迫度、真剣度、身近度・・・が違う感じがしますね。」「この傾向は他都市でも同様で、以前のアウェー感が薄らいできましたよ。」(笑)。今は、相談もメールやzoom等でもうけられ、またコロナということもあり、遠方の方からの相談も増えているそうです。アンケートの中にも、「覚悟」という言葉が数多くみられました。



第5回

1月21日(土) 高齢者・障害者の権利擁護と意思決定支援

日本弁護士連合会「高齢者・障害者権利支援センター」の副センター長、厚生労働省「成年後見制度利用促進専門家会議」専門委員をはじめ、大阪弁護士会・大阪市との関連等でも幅広く活動しておられる、青木佳史弁護士にお越しいただきました。権利擁護の支援とは？、成年後見制度利用促進法と権利擁護、権利擁護と成年後見制度・・・難しい法律用語もわかりやすく、かみ砕いて説明していただきました。2022年9月9日の「国連障害者権利委員会の日本審査の総括所見」も軸の一つに、地域で自分らしく暮らす権利の保障、自律した（本人中心の）生活の実現、当事者と支援者との特殊な関係性への自覚と配慮。とてもシビアな勧告です。その中身について、また今後に向けての動き等、大きく気になる処です。



第6回

3月4日(土) 生きる苦勞を取り戻す～共に研究するという生き方と暮らし方

遠く、北海道の浦河へてるの家から向谷地理事長をはじめ、5名の方々にお越しいただきました。「生きる苦勞を取り戻す～共に研究するという生き方と暮らし方」一、市外、県外からもたくさんの方々に参加いただき、ライブの「当事者研究」もあり、臨場感のある講演だったかと思います。個人的には、「生きる苦勞を取り戻す」一言い得て妙だな、と実感し、講演後、多用させていただいています。



2. 意思決定支援者養成講座

当初、20名で開催予定でしたが、1名は新年度の異動で土・日の受講が難しくなったとのことでお断りされたため、19名で開催しました。養成講座として行うもの（8回）と、並行して前記の1. 障害児者の親等に対する啓発活動（6回）と併せて、計14回のプログラムでした。コロナ禍でもあり、体調を壊したり、また職員の罹患に際して参加できなくなった方などもおられ、全体での参加率は、74.9%。80%（11.2回）以上参加された方は6名、その方々へは、最終日に「修了証書」を発行させていただきました。

全体を通しての感想や来年度に向けての取り組み、来期研修への希望など、各人に提出していただき、その内容も参考にしながら、来年度のフォローアップ研修の取組み内容について検討中です。意見では、みんなの実践を聞きたい、実践を持ち寄って検討会がしたい、ケースカンファレンスの際のファシリテーターを担ってはどうか、など聞かれています。

初回

7月16日（土） 開講式～意思決定支援の基礎的理解 行政説明（障害のある人を取り巻く状況・障害福祉サービス施策）

講義を受けながら、ふむふむと頷く場面、そうだったのかと再認識する場面、??
・・と頭をひねる場面・・。ご自分の実際の支援を振り返りながらの数時間。アンケートにもビッシリ記入していただき、参加者の問題意識や関心も高く、みんなでより充実した講座にしていければと、心を新たにした開講の日でした。



第2回

8月20日（土） 広義・狭義の障害者ケアマネジメント①②

ソーシャルワークとは、「社会福祉援助技術のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指す。（※ウェルビーイング <well-being> 個人の人權の尊重を前提に、自己実現の促進を目的とした積極的でより権利性の強い意味合いを含んだものとして理解されています。「安寧」「良好な状態」「福祉」などと訳される）」・・これだけ読むと、頭の中でむむむ??、がいっぱい飛び交うばかり。そこを、優しい語り口で、丁寧にひも解いていただきました。



第3回

9月3日(土) 知的障害の理解と対応・発達障害の理解と対応

午前は、大場臨床心理士(北九州市基幹相談支援センター)による「知的障害の理解と対応」、午後は桑園理事長(社会福祉法人 桑の実会)による「発達障害の理解と対応」。講義だけでなく、講師の根底にある熱い思いなどもお話ししていただき、グループワークや「1分スピーチ」でお互いの学びを共有しました。アンケートでも、「性にかかわる問題はデリケートでなかなか触れ辛く、対象者からも相談されにくい部分であるが向き合う必要があることを知れました。」「実践の中での具体的な話がとても参考になりました。実際に取り組もうという気持ちになりました。」「小さいころからの積み重ね、日々の生活の中でのプロセスが大切、という言葉が印象に残っています。」「基本の知識を大切に、ただし自分の思い込みではなく、チームで共有していきたいです。」などの声が聞かれました。



答えられなくても尋ねてくれたらいいのに

いちばん嫌なのが、わからないからといって

見た目の行動だけで気持ちまで決めつけられることです。

答えられなくても、尋ねてくれたらいいのにと、思います。

そうしてもらえれば、その人が僕を大切に思ってくれていると伝わるからです。

第4回

10月22日(土) 精神障害の理解と対応・精神障害者の理解と対応
プロジェクトチーム

午前は、土屋達郎医師(北九州市立精神保健福祉センター)による「精神障害の理解」、午後は藤田所長(北九州市立精神保健福祉センター)による「精神障害者の理解」。知識を得る、補填・補完する、復習するといった講義に加え、ロールプレイングを行ってお互いの気づきを確認、現場の実践論等…。最後はスワイショウでリラックス…。On off も学びのひとつでした。



第5回

11月5日(土) 対人援助技術・ケースカンファレンス
アウトリーチ支援について

対人援助技術の基本の「き」であるバイステックの7原則に始まり、《意思決定支援を活用した「サービス等利用計画」》の作成、ケースカンファレンスまで、大きな渦の連続体の一日。その随所に、パーソンセンタード、ストレンクス、ハイリスク・ハイサポート・・・キーワードがちりばめられている、濃密な一日でした。



第6回

12月17日(土) ケースカンファレンス①(知的障害) 当事者の思いを聞く

現在、進行形の方の事例についてのケースカンファレンス(知的障害)。午後は、本人、家族、今は支援者として働いている引きこもり経験のある方からのお話を聞かせていただきました。

「当事者の方から意思決定したリカバリーストーリーを聞くことは新鮮でした。支援者の経験談よりご本人の声を聞くほうがより重要度が高く感じられました。支援者の方から聞く話も重要であるが、対象者が真に求めていることを聞くことができたのは非常に大きな機会でした。」と真摯な感想が寄せられていました。やはり、ご本人たちの言葉は響きますね。



第7回

2月18日(土) ケースカンファレンス②(精神障害)・③(発達障害) 意思決定支援関連調査(家族・支援者)

精神障害・発達障害ともに、ご本人に登場していただいたことでのインパクトや学びは大きいものがありました。そして、ご本人たちからも「登壇できてよかった」、「いい経験ができた」・・・とプラスの評価を返していただきました。

ケースカンファレンスでは、いずれの回も、「意思決定支援を活用したサービス等利用計画」作成を目標としましたが、使い慣れない様式であることもあり、アセスメントから課題整理のところまでにとどまり、計画全体をたてるまでに至らなかったことは進行や時間設定等にも課題があるものと思われます。それでも、多職種のグループであり、見立ての相違や自分自身の癖に気づくことができたり、自分の不足しているスキルの部分に気付かされたり、一人で考えるのではなくチームで考えるという充足感、学びは大きいものがありました。



第8回

3月18日(土) まとめのシンポジウム・修了式

シンポジウム登壇者は、四人。中には、今回の受講生も一人、来年度に続く、熱い思いを語っていただきました。事務局でもあり、講師でもあり、母でもある相談支援専門員と一般の相談支援専門員。国連勧告も受け大きな局面にある精神科領域の課題も含めQ-ACTから。多彩な登壇者であり、「意思決定支援」についてもいろいろに語っていただき、みんなで、一年間を振り返った数時間でした。



3. ネットワーク構築モデル

3 例とも、主は、プロジェクトチームマネージャー（精神保健福祉士・保健師・相談支援専門員）で関わり、それぞれの支援チームでモニタリングする体制をとりました。プロジェクトチームマネージャーは、この事業の中ではある程度フリーに動ける立場であり、関りの濃淡はあるが、機動力も含め、関わってこれました。但し、これが業務内で保障されるものならまだしも、別の立場で、個人として、となるとそのことに対する経済的保証（現状では、請求できるものではないし、また加算の対象でもない）中では、個人の裁量に任されるところが大きく、なかなか広がりにくいとしか言いようがない。おわりに、にも書いたところですが、障害者総合支援法ではカバーしきれない支援する側に対する費用負担をどうするかという問題は、幼児・児童の教育段階からの連続性が必要だということを含めて行政を巻き込んでの議論に発展させる必要があることは明らかであると思います。

	対象者	関りの目的・内容
Aさん	50代、女性。発達障害（精神2）・知的障害（B1）。障害支援区分4。後見人あり。	2022.2.1 から一人暮らし生活の行き詰まりからグループホームへ移行した方。二週間ごとの自宅訪問。当初から、「また、一人暮らししちやいけないの？、（GH にいたい気持ちと）両方あります。」これからの住まいの選択をどうするか、並行して、小さな意思決定の連続を支援することで今の生活の QOL の向上を目指す。
Bさん	40代、男性。知的障害（B2）	12 年くらい前、受刑歴あり。「二度と刑務所に入りたくない」、「今の楽しみはタバコしかない」、が口癖。そんな彼のリハビリを応援したい。
Cさん	30代、女性。知的障害（A1）・身体障害（1級）。障害支援区分6	今、住んでいる家をグループホームにして、そこを本人の生活拠点にしたい、と考えている母。なかなか意思をくみ取ることが難しい、重たい障害をもつ方の支援。

障害の軽重だけでなく、抱えている背景や課題は人それぞれです。今回、様々な角度から研修を企画、運営し、また聴講した中で改めて、この青木弁護士のパワーポイントが原点だと実感しています。

意思決定支援のプロセス

1. 意思決定能力の存在推定
本人には決める力があるという前提で関わる
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
あらゆる支援を尽くして
3. 不合理にみえる決定≠意思決定能力がない
不合理にみえる決定も尊重されるべき
4. 本人の意思推定に基づく代行決定
〇〇だから、この人ならば、〇〇を選ぶはず
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
この人にとっての、一番よいことは？
6. 代行決定の限定行使
どうしても必要なときは、もっとも制限が少ない方法で

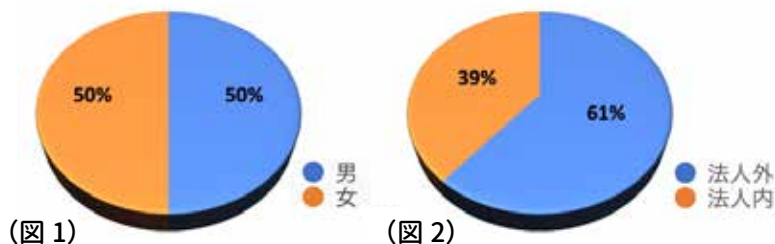


妄想も現実世界

10 年前のデンマークでの学びもよみがえり、人権意識も高めていかなければ・・・との思いを強くします。改めて、今のデンマークにもう一度行ってみたいと思います。

4. よろず相談所開設

1年間で、54名の方の相談をお受けしました。具体的に、「親亡き後」を主訴とした相談者は10名に留まっており、法人内・外からの nest 相談室に寄せられるもののうち、主として30代以降の方々を上げています。まだ、その時々々の事象への相談が主であり、そこが落ち着いて、継続的な関りの中で初めて「親亡き後」という意識に至るものと思われます。男女比では、50% ずつ(図1)。背景として、法人内よりは、利用相談も含め、法人外の方が1.55倍となっています。(図2)



年齢では、80-50 問題を言われて久しいが、30-00 から始まることから鑑みれば、40-10 50-20 60-30 70-40 80-50 .. と続く経過の中で、具体的に「親亡き後」としての切り口ではないが、40代、50代の相談の先には親亡き後の課題が隠れているとみるべきでしょう。(図3)



北九州市は政令指定都市の中でも高齢化率が高く、すでに90-60問題も身近に散見されています。

今後も、継続的な関わりの中で、随時、親亡き後の課題に移行していくものと思われるし、身近に相談できる場所にある弁護士の存在は大きいといえます。

今年、「ひきこもり」をキーワードにはしていますが、親亡き後の生活基盤の安定化に関してサポートする(一般社団法人)「OSDよりそいネットワーク」の方々の講演会に参加しました。

O(親が)—S(死んだら)—D(どうしよう)

O(親が)—S(生前に)—D(できること)

O(親が)—S(死んでも)—D(大丈夫)

この巣立ちプロジェクトでも、今年度11月の啓発講演の中で、「働けない子どものサバイバルプラン〜親亡き後を安心して生きるために」(「働けない子供のお金を考える会」代表 畠中 雅子氏)を企画しました。その中で、参加された親御さんたちの感想の中に、「覚悟」(しました)という言葉はたくさん散見されましたが、具体的な問い合わせや相談につながった方はおられません。10年前は、同講演でも「なんて、失礼なことを言うんですか!」と口にしていた親御さんたちが、「覚悟」はされ、この先具体的に動いていくためには、あと一ひねり。OSDのような目に見える具体的な「活動」が必要なのだろうと実感したところです。

令和 4年度 意思決定支援者養成講座 プログラム

	日にも	時間	担当	内容・講師	会場
1	4月24日(日)	17:00～18:00	啓発・プロジェクト開会式	河原弁護士・安部社会福祉士	キャッセル・マルカニ 木崎家
2	7月10日(土)	9:30～10:00	開会式 オリエンテーション	プロジェクトチーム	本町家
		10:10～12:30	意思決定支援の基礎的理解①	河原弁護士・安部社会福祉士	
		13:00～15:00	障害のある人を取り巻く状況	北九州市障害福祉課障害福祉部	
		15:10～18:00	障害福祉サービス提供	北九州市障害福祉課障害福祉部	
3	7月31日(日)	13:30～16:00	啓発・講演/意思決定支援の基礎的理解②	水島俊彦弁護士 (SDM-Japan副代表)	ウェルとばた
4	8月20日(土)	9:30～12:00	広義・狭義の障害者ケアマネジメント①	広島文化学園大学 人間健康学部 大塚 文教授	ウェルとばた
		13:00～14:50	広義・狭義の障害者ケアマネジメント②		
		15:00～18:00	意思決定支援とサービス利用計画、制度 変化の現場について 等	プロジェクトチーム	
5	8月 3日(土)	9:30～12:00	地味障害者の理解と対応	北九州市障害者基幹相談支援センター 大塚尚徳センター長	ウェルとばた
		13:00～18:00	地味障害者の理解と対応	佐賀県農林水産部 農のまち工務 品屋内田昭幸	
6	9月 24日(土)	13:30～16:00	啓発・講演/生きる誇りへの挑戦。～南 高愛護会での実践～	(社)南高愛護会 常務理事 松村真美氏 座長) 河原 一雅弁護士	ウェルとばた
7	10月22日(土)	9:30～12:00	地味障害者の理解と対応	北九州市立地味障害福祉センター 土屋尚徳所長	本町家
		13:00～15:00	地味障害者の理解と対応	北九州市立地味障害福祉センター 田嶋孝明所長	
		15:10～18:00	フリーディスカッション	プロジェクトチーム	
8	11月 5日(土)	9:30～12:30	対人援助技術 (概論と演習)	西南女学院大学 保健福祉学部 今村富司教授	ウェルとばた
		13:30～16:30	ケースカンファレンス・アウトリーチ支 援について(概論)	(一社)IQ-ACT 酒田竜太氏	
9	11月19日(土)	13:30～16:00	啓発・講演/働けない子のサバイバルプ ラン～親亡き後を安心して生きるために	「働けない子供のお金を考える会」代 表・ファイナンシャルプランナー 轟中 雅子氏 座長) 河原 一雅弁護士	アシスト21講堂
10	12月17日(土)	9:30～12:00	ケースカンファレンス①(知的障害)	事例)原部栄子氏 基幹相談支援センター	ウェルとばた
		13:00～15:00	家族の思いを聞く・本人の思いを聞く。 引きこもりの経験から今、支援者として 考えること	当事者並びにご家族	
		15:10～16:10	フリーディスカッション	プロジェクトチーム	
11	1月 21日(土)	13:30～16:00	啓発・講演/高齢者・障害者の権利擁護 と意思決定支援	青木佳史弁護士(大阪) 座長) 河原 一雅弁護士	北九州市立大学
12	2月18日(土)	9:30～12:00	ケースカンファレンス②(精神障害)	(一社)IQ-ACT 酒田竜太氏 等	ウェルとばた
		13:00～15:30	ケースカンファレンス③(発達障害)	西南女学院大学 保健福祉学部 通山久仁子助教授	
		15:40～17:00	2020意思決定支援実態調査報告	北九州市立大学地域創生学科 深谷裕教授	
13	3月 4日(土)	13:30～16:00	啓発・講演/生きる苦勞を取り戻す 一共に研究するという生き方と暮らし方	(社)瀬河べてるの家 内谷地生良理事長	北九州市立大学
14	3月18日(土)	9:30～12:00	まとめのシンポジウム第1部の実施	シンポジストは、白石三枝・星野 麻子氏、野澤恭平氏、矢野伸氏、 河合氏、北九州市立大学地域創生学 科 岡田裕美准教授	本町家
		13:00～14:00	一歩先の振り返り 会場休憩(15分)・まとめ	会場 増谷啓を講師	
		14:00	修了式・修了証授与		

終わりに

これまでの啓発活動や養成講座、また、モデルとして取り組んだ事例を通じ、関係者がそれぞれに思い描いている「意思決定支援」の内容・理解がまちまちであることに気付かされました。ただ、その中で少なくとも「私たちのことを私たち抜きで決めないで」(Nothing about us without us)という当然ともいえる障害のある人たちの思いを共有できたことは大きな成果でしたし、その根本には誰もが個人として尊重されなければならないという人権意識を持つことの大切さも確認できたのではないかと思います。

しかし、反面、これまでの第三者による決定が本人の主体性を削いできたことと相まって、本人自らが意思決定できるよう支援することの難しさや、障害者総合支援法ではカバーしきれない支援する側に対する費用負担をどうするかという問題は、幼児・児童の教育段階からの連続性が必要だということを含めて行政を巻き込んだ議論に発展させる必要があることは明らかであると思います。

また、よろず相談や啓発活動等において、これまで避けて通ってきたと言っても過言ではない障害者の性に関する問題と支援の在り方が取り上げられ、多くの家族から反響が寄せられました。個人として尊重されるということは「愛する人と暮らしたい」という思いも尊重されなければならないはずです。しかし、その一方で(知的)障害のある人に対して体と性の問題をいかに学んでもらい、自らの意思でコントロールできるよう、どう支援していくのか、支援者側のスキルをいかに上げていくか等、大きな課題があることも事実です。インターネットの普及等によって性に関する刺激的な情報があふれる中、避妊や子を産み育てることについて教えられることもなく知識もないまま、意図せぬ妊娠、堕胎の強制につながり、あるいは子の虐待や育児放棄、経済的困窮という負の連鎖を招いているという現実があります。巣立ちプロジェクトとしても児童の時期から体と性に関する学びの必要性を実感し、これから取り組むべき課題だと考えています。

主催／ 障害者の巣立ちを促す地域生活支援プロジェクトチーム

後援／ 北九州市

協働／ あかつき会家族会 (旧称：北九州精神障がい者家族会連合会)・北九州市手をつなぐ育成会(親の会)有志・一般社団法人 福岡県精神保健福祉士協会
北九州地区精神保健福祉士協会・一般社団法人 Q-ACT
NPO 法人ネットワークぶらす北九州・公益社団法人北九州市障害者相談支援事業協会・NPO 法人 nest

今年も始動します。

「巣立ちプロジェクトⅡ 生と性」

(性的課題の視点からの障害者地域生活支援)

今年度は、「巣立ちプロジェクトⅡ生と性」として、学齢期からの教育やサービス等に関わっている方々にも参加していただきたいと思っております。

ただ今、スケジュール組み立て中です。今年も、一年間を通じ、啓発活動と併せ、全 14 回での「意思決定支援者養成講座」とさせていただきます予定です。

初回は、2023 年 6 月 11 日(日)キッチン&マルシェ木町家にて開講です。

啓発講演の初回は、大阪弁護士会の辻川圭乃先生。意思決定支援の基礎的理解②として、人権を軸に、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」(Nothing about us without us)」(仮)、7月29日(土)の予定です。

今年のテーマは、「性的課題の視点からの障害者地域生活支援」。と、かなり攻めたタイトルにはなっています。ただし、内容としては、「性に関する問題」のみにフォーカスするものではなく、幼少期から継続的な取り組みの中でご本人たちの「意思決定」が保障されていくこと、また、そのことが広く一般にも理解されていくこと。その軸のひとつが児童の時期からの体と性に関する学びの必要性です。その中で、自分を大切にする、他者も愛する人も大切にする、自分だけでなく相手の人生も大事にする、・・・そんな成長だと思っています。

「私たちのことを私たち抜きで決めないで」(Nothing about us without us)。そんな根底の意識が脈々とあって、大人になって、「仕事は?」、「お金、どうする?」、「どこに住みたい?」、「誰と暮らしたい?」、「どうやって暮す?」、「子供、どうする?」・・・と続いていくものでしょう。ひとつひとつのターニングポイントを大切にしていきたいものです。

今年も、意思決定支援者養成講座は 20 名で開講予定です。日曜日を基本に月 1~2 回の啓発活動、養成講座を開催予定です。

●お問い合わせは

巣立ちプロジェクトチームマネージャー 佐藤みずほ (NPO 法人 nest) まで

Mobile 080-3905-7019

E-mail mizuho.0905@outlook.jp

